史料紹介

「真如堂記録」の紹介（一）

～「元禄三年日並記」～

井上幸治

はじめに

本稿では、真正極楽寺（天台宗、京都市左京区。以下、通称の「真如堂」を用いる）が所蔵する元禄三年（一六九〇）十月～十二月の「日並記」を翻刻し、紹介する[1]。この「日並記」は、真如堂で現蔵される記録類のなかでは、もっとも年紀の古いものである。なお真如堂の日並記を翻刻したものとしては、元禄七年の善光寺開帳に注目した林久美子氏の研究[2]があるが、開帳に関係する部分に止まっており、日並記の全文翻刻は初めてである。

以下では、元禄三年の真如堂の様子を確認した上で、翻刻史料から主なできごとを紹介し、解題に代えたい。

一、真如堂の様子

元禄三年当時の真如堂は、寺町通今出川南東（現京都市上京区米屋町・大宮町・扇町附近）に所在した。その様子は、『京童』巻第三（明暦四年・一六五八年）などの地誌類[3]によると、①比叡山延暦寺の末寺である、②不断念仏の道場として知られ、女性から篤い信仰を寄せられている、③十月に催される十夜念仏には多くの参拝者がやってきたことが記され、一般大衆の念仏信仰に支えられていたことがわかる。

境内の詳しい様子はわからないが、いくつかの絵画史料が残される。寛永十四年（一六三七）の「洛中絵図」[4]によると、境内地は寺町側（西）が六二間一尺（約一一三メートル）、今出川側（北）が七六間、鴨川側（東）が六六間、極楽寺側（南）が七三間二尺という広さで、鴨川の河原とは御土居によって区切られているように描かれている[5]。境内の中央西寄りに三間×二間の本堂と思しき建物が南面しているように描かれるが、『京童』にも本堂・三重塔の絵が添えられており、この両建築が主となっていたとうかがえる。

しかし寛文元年（一六六一）正月、内裏火災に類焼して本堂・三重塔などを焼失し[6]、仮堂を建てていたことが『京雀跡追』に記される。つまり当時の真如堂は、大規模災害から復興を進めている途次にあったといえよう。新たな本堂は元禄三年に完成し、仮堂も取り壊されているので、火災から三〇年もの間、仮堂であったことになる。本堂再建は、最重要ではあるが大きな負担をともなった課題であったに違いない（次節）。

なお『京羽二重』は、子院として十二坊の名称を記す。これらの諸坊は、今回翻刻した記録中にも頻繁にあらわれており、真如堂における諸行事などを分担し、住職上乗院尊通の活動を支えていた[7]。これら諸坊はいずれも「〇〇院」とも称した。そして明治初期までには、常照院が法

輪院へ、寂静院が喜運院へ、玉蔵院が松林院へ、法泉院が覚円院へ、祥源院が吉祥院へ併合された[⑧]。こうして現在では、覚円・喜運・吉祥・松林・東陽・法輪・理正の七院が存続している。

二、本堂などの再建事業

元禄三年は、真如堂にとって大きな転換期であった。

真如堂は、寛文元年正月十五日の火災によって、本堂・三重塔などの主要建物を失った。この火災は、内裏南側にあった公家屋敷・二条邸から出火しており、主に北・東へ延焼して内裏・法皇御所をはじめ多くの公家邸を焼失させた大火災であった[⑨]。真如堂は被災後、仮本堂を建て、諸建物の再建に取り掛かったと思われる。

そのような中、貞享三年（一六八五）七月一日に、住職の賢證法印（已心院）が三三歳で示寂する。今回翻刻した史料でも、毎月一日には弟子衆が「斎」に来ている。しかし已心院示寂時に後嗣であった鈴丸は、まだ出家も果たしていなかった。そのため真如堂は、この後しばらく住職不在となってしまう。ようやく元禄二年閏正月十五日に鈴麿が得度。「尊通」と名を改め、四月には権律師へ叙されている[⑩]。

そして元禄三年九月、ようやく本堂が竣工し、九月廿六日に仮堂からの遷仏が実施された[⑪]。三〇年ぶりの本堂である。元禄三年は、真如堂にとって念願であった本堂の再建が成った大きな節目となる年であったに違いない。それゆえ、前年に行なわれた鈴麿得度も、住職不在のまま竣工・遷仏を迎えることがないよう、また出家後に叙任されることなどを考慮しつつ、この本堂竣工の日程を見すえて、計画的に実施されていたのではないだろうか。

今回の翻刻分では、すでに遷仏も済んでおり、本堂再建に直接関わる記事は見当たらない。ただし、十月二日には尊通の縁者である東本願寺門跡[⑫]から遷仏の祝儀がもたらされ、遷座によって役目を終えた仮堂は、十一月十七日から解体されていることが記される。

本堂が再建されたとはいえ、これで寺観再興を終えたわけではない。三重塔はまだなく、さまざまな建物がまだ建設中であった。今回翻刻の記事中でも、後門建設が進行している。後門とは、寺町通側（正面・西側）ではなく東側の通りか、または本堂背後の門という意と解すれば、北側の今出川通に面した門と推測されよう。

この後門再建には、海北友竹（一六五四～一七二八歿）・北向雲竹（一六三二～一七〇三歿）の二人が参加している。友竹・雲竹については、他にもいくつかの合作が知られているが[⑬]、その一つに岩瀬文庫所蔵「真如堂縁起」（真如堂所蔵の写し、元禄六年跋）がある。この時の真如堂再興事業では、友竹・雲竹が共同して絵画制作を担っていたのではないだろうか。友竹の海北家は、真如堂の檀家ではないものの、友松（友竹の祖父）の墓があったことから、友竹が中心となって作業を引き受け、そこに旧知の雲竹らが加わったのではないだろうか。

翻刻史料中から二人の活動を抜き出すと、以下のようになる。

十月　六日　海北友竹・専阿、真如堂を訪問。
十月廿一日　友竹、後門の下絵を真如堂に持参。
十月廿四日　北向雲竹・専阿、真如堂を訪問。
十一月　三日　友竹、この日から後門の絵を描きはじめる。
十一月　七日　友竹、真如堂に泊まる。
十一月廿七日　後門の絵、完成する。

後門に描かれたのは、釈迦三尊像であり、十一月廿七日に開眼供養が実施された。その記述によると、友竹はこの三尊像を寄進しているが、友竹とは別に、専阿法師が「絵之具一色[弐]」を、張付師五郎兵衛も「張付

一色」を寄進している。専阿は絵具を調達していたことがわかり、何らかの張付作業もなされていたようである。

真如堂からは、友竹らへ夕飯が振る舞われたが、そこには「絵之手伝衆中」が含まれている。友竹・雲竹の二人だけで描いたのではないことがうかがえ、この点は、海北派の活動規模を示す史料としても注目できよう。後門に描かれた釈迦三尊像は現存しないが、相当の規模だったのではないだろうか。

友竹・専阿は、翌廿八日に御礼に参上しているが、友竹はさらに「小屏風」も描くと寺側へ伝えており（廿九日条）、真如堂の復興に向け、積極的な姿勢がうかがえる。十二月四日には、この絵に対する「祝儀」として、「郡内二疋・粽壱折」が与えられている。[14]

なお真如堂は、元禄五年十二月に再び焼失するため、これらの絵は現存しない。その後、真如堂は、元禄六年三月に現在地を替地として与えられ、四月に敷地を受けとっている。本堂は元禄十六年八月になって上棟をはたし、宝永二年（一七〇五）九月にようやく本尊が納められた。[15]これが、現存する本堂である。

三、十夜念仏と本尊開帳

①十夜念仏

真如堂は天台宗であるが、十夜念仏（十夜鉦）発祥の寺院である。当時、十夜念仏は多くの浄土宗寺院で旧暦十月五日から十五日にかけて催され催されていた。そのため、『京羽二重』『都名所車』などの地誌類には、十夜念仏が浄土宗寺院によってなされると記述するものが多い。[16]

翻刻史料から元禄三年の十夜念仏に関する記事を見てみる。十夜念仏は五日の開白に始まり、十夜をへた十五日に結願するが、十五～十六日に本尊を開帳するため、一連の行事が終わるのは十六日となっている。その間、日中説法・夕座説法・施餓鬼が毎日なされるが、この年は、無量院が多くの説法をつとめている。六～十二日に夕座説法をつとめた覚成坊稟海は江戸上野の寛永寺院家の嗣法であった。[17]前年より修行のため比叡山に来ており、この年の説法に招かれたのだろう。ところが稟海は、十三日になって急に帰ってしまっている。[18]以後は無量院が夕座説法をつとめた。その代わりか、十三日以後は施餓鬼がなくなっている。

十夜念仏では、僧侶が行なう説法とは別に、十夜鉦（双盤念仏）が行なわれる。当時の様子が、現在と同等とは限らないが、現在の十夜念仏（十日十夜別時念仏会）は、次のように行なわれている。[19]まず本堂内陣に九〇センチメートル程の高さがある鉦座が設置され、そこに八人が横一列に座り、各々が直径四〇センチメートル程の鉦鼓を撞木で打ち鳴らしながら、独特の節を付けながら全員で念仏を唱えていく。これらの行事は、真如堂十夜鉦講の方々によって担われている。

この現状を念頭において翻刻史料を見ると、十夜念仏の間、「四十八人講」の人々が寺に滞在していることに気づく。講の詳細は残念ながら記されない。ただしメンバーとして、平野屋道有（講頭）のほか、十一屋久有・池田屋七兵衛・栄味・浄正らの名前を見いだせる。これらの人々は、十六日に寺から帰っている。明証はないが、この四十八人講が十夜鉦と関わっていた可能性が考えられよう。

翻刻史料によると、この平野屋道有は十夜念仏を終えた直後の十一月二日に亡くなっている。葬儀は黒谷光明寺で催され、真如堂からも多くの僧侶が出向いている。六日には、道有の遺族と思われる平野屋庄左衛門尉が礼に来るなど、何度かやり取りをしている。しかし、葬儀は黒谷で行なっており、平野屋道有が真如堂の檀家でないことは明らかである。

また前記講メンバーのうち十一屋久有以下の四名は、十二月十日に禁裏の南西で発生した火事に被災している。この火災は、新町通出水附近で出火し、東は間之町、南は勘解由小路まで燃え広がった。[20] 真如堂とは、禁裏を挟んで反対側にあたる。上京の町人ではあるものの、門前の住人ではないことがわかる。

これらのことから、四十八人講は、檀家以外の信者も含み、門前の人々とは限らない町人によって構成されていたと考えられる。この点は、真如堂十夜鉦講とも重なっている。この講が十夜念仏に関わっていたことは間違いないだろう。ただ史料はいまだ断片的であり、講の具体像について、特に十夜鉦（双盤念仏）との関係については、今後の課題としておきたい。

②本尊開帳

十夜念仏の後に行なわれる本尊開帳には、多くの参拝者が訪れる。そのため境内は参詣者であふれ、真如堂の関係者だけでは警固に支障をきたすのであろう。警固雑色として松尾新五右衛門ほか三名の名があがっている。[21] 十五日朝から十六日の昼迄の開帳期間だけ、雑色に警固の応援を依頼したのである。十夜念仏を催している最中の十一日に、法泉坊が町奉行宛に雑色による警固を依頼しており、即日、了承の旨が回答されている。直前・即答という経緯から、すでに恒例となっていたことがうかがえる。雑色衆へは、十六日に振る舞いがなされ、十七日には礼銭として一貫九〇〇文が支払われている。

一方、町奉行所からは、目付として与力も出張していた。この年の目付は、十四日に鈴木五郎兵衛・大塚藤兵衛の二人、十五日に真野八郎兵衛・菅沢与兵衛の二人であった。[22] 東西町奉行所から一人ずつ、派遣されている。与力による目付は、町奉行所の重要な職務の一つである。

この年の開帳では事件が起きている。境内で暴れた三人と、河原で相撲をとった四人が、十五日に捕縛されているのである。捕らわれた七人の詳細はわからないが、「手向」をしたことが理由と記されており、いわば与力に対する公務執行妨害によって拘束されたのであろう。

本尊開帳を終えた十七日、覚円坊が与力鈴木五郎兵衛の許を訪ね、七人の釈放について相談している。恐らく七人は、本尊開帳にやってきた参詣者であり、真如堂の関係者ではないだろう。にもかかわらず、真如堂の僧侶が「御詫申上」げ、七人の釈放を働きかけている。七人は、真如堂が主催する行事に参加（参詣）する中で捕らえられたため、真如堂にも責任があると認識していたのではなかろうか。境内警固の依頼も、そのような責任があることを前提とすれば、理解しやすいだろう。

おわりに

本稿では、元禄三年十～十二月の日並記を翻刻・紹介する。この間、真如堂（真正極楽寺）は大災害からの復興に取り組んでおり、その成果が形になってあらわれはじめていた。その絵画分野で中心的役割を果たしたのは、海北友竹と考えられる。また現在も続く十夜念仏について、詳しく記録する最初のものであることも注目され、檀家ではない四十八人講の存在が確かめられる。このように本史料には、復興を支える人々や、篤い信仰を寄せる人々の姿が散見され、檀家だけに限らない一般大衆に支えられた近世都市寺院の姿を如実に読みとることができる史料といえよう。

一方では、町方をはじめ、公家・武家との交渉・交流も豊富に記されており、たとえば『京都町触集成』未収の触も見いだせる。[23] 境内地が上京の町中に位置し、禁裏・公家町と隣接すること、住職尊通が公家・正

親町家の養子となっていることなども関係するだろうが、朱印地一〇五石を許された洛中の名刹として、一定の格式を有していたことも忘れてはならない。

　いま、視野を京都の寺院全体に広げると、そこには豊富な日誌が残されていることがわかっている。妙法院・知恩院・東本願寺・仏光寺・清水寺成就院など、翻刻・刊行の進んでいる寺院も数多い㉔。前四者は天台宗・浄土宗・浄土真宗の門跡寺院であり、後者は東山にそびえる庶民信仰の名刹である。真如堂はいずれとも性格を異にし、ちょうど両者の中間に位置する寺院とみなせよう。

　このことから本史料は、独自の視点から近世京都のすがたにアプローチできる特長を有す、貴重な日記であると位置づけられる。

注

①真正極楽寺（真如堂）・当研究会および翻刻にいたる経緯については、真如堂記録研究会「「真如堂記録」の紹介　～元禄二年「鈴磨得度記」～」（『立命館文学』六四四、二〇一五年、以下「前稿」）を参照されたい。鈴磨は、得度すると「尊通」と名を改め、真如堂の住職となる。

②林久美子「元禄七年洛東真如堂における善光寺開帳をめぐって　～真如堂日並記の紹介を中心に～」（『京都橘大学大学院研究論集　文学研究科』一二、二〇一四年）。

③「京童」「京羽二重」などのことで、いずれも『新修京都叢書』第一・二（臨川書店、一九六七・六九年）所収。

④大塚隆編『慶長昭和京都地図集成』（柏書房、一九九四年）所収。

⑤御土居は、延宝五年（一六七七）の「［新改］内裏之図」（京都市歴史資料館蔵、『叢書京都の史料14内裏図集成　京都御所と公家町』〈京都市歴史資料館、二〇一六年〉所収）には描かれていないことから、早々に撤去されたのだろう。境内地の東には道を挟んで伏見宮下屋敷があったとされる。

⑥寛文元年正月十五日の火災については、「続史愚抄」五十九（『国史大系』一五）に詳しい。

⑦『華頂要略』巻第三十六（門下伝　院家伝　第三・上乗院）。尊通の係累については、注①前稿を参照されたい。

⑧「京都府寺誌稿」（京都府行政文書）。

⑨「続史愚抄」五十九（『国史大系』一五）。

⑩この際の記録が、「鈴磨得度記」である。注①前稿参照。

⑪『華頂要略』巻第三十六（門下伝　院家伝　第三・上乗院）。

⑫当時の東本願寺門跡である常如光晴は、尊通の従兄。注1前稿参照。

⑬二人の合作は、この他にも大阪・常称寺所蔵「総持寺縁起絵巻」が知られる。また『近世畸人伝』巻一（東洋文庫２０２、平凡社）にも逸話が載る。

⑭「郡内」とは、郡内織（甲州郡内地方産の織物）のことであろうか。十月廿日条にも「郡内絹一疋」と見え、当時の京都でも流通していたことがわかる。一般的に郡内織は、寛文年間から産出されるようになったとされる。

⑮『華頂要略』巻第三十六（門下伝　院家伝　第三・上乗院）。

⑯『京都叢書』第二・五（臨川書店、一九六八・六九年）所収。

⑰「東叡山子院現住法脈記」（『天台宗全書』第二十四巻所収）。

⑱覚成院は元禄四年に示寂し、稟海が院家を受けついでいる。稟海が説法を途中で辞退し、「用事有之由ニ而帰寺」というのも、様態悪化等の報せが江戸からもたらされ、急いで江戸へ戻る必要が生じたためではないだろうか。

⑲「第31回　京都市指定・登録文化財」『京都市文化財ブックス　第28集平安京』（京都市文化市民局文化財保護課、二〇一四年三月）。日程は十一月五～十五日。

⑳『通誠公記』元禄三年十二月十日条。

㉑『京都の歴史　第十巻　年表・事典』（京都市史編さん所、一九八〇年三月。初版は一九七六年一〇月）によると、この年の南東を担当する雑色の名は、松尾左兵衛（松尾四五右衛門が後見）となっている。十月十五日条の「新五右衛門」は、後見人であった四五右衛門の誤記と思われるが、新五右衛門は先祖の名でもあるので、四五右衛門が一時期そのように名乗っ

ていた可能性も捨てきれない。

㉒京都町奉行与力については、井上幸治「寛文～元禄期における京都町奉行与力の編成」（『京都市歴史資料館紀要』二六、二〇一六年二月）参照。

㉓たとえば、十月廿九日条には朝鮮人参調に関する触書（九月廿九日付）が、十一月八日条には拾子に関する触書（十月付）が、書き写されている。なお朝鮮人参調については、京都町触研究会編『京都町触集成』別巻三（岩波書店、二〇一七年）二一五頁に関係する記事が掲載されている。

㉔『妙法院日次記』一～二四（続群書類従完成会・八木書店、一九八四～二〇一三年）、『知恩院史料集　日鑑篇』一～三〇（総本山知恩院史料編纂所、一九七四～二〇一五年）、『仏光寺御日記』一～四（本山仏光寺、一九八五～八九年）、『清水寺成就院日記』一～四（音羽山清水寺、二〇一五～一九年）、『東本願寺史料』（宗学院、一九三九年）などがある。

もちろん、ここにあげた以外にも、記録史料を有す寺院は多くあり、その点は神社も同様である。これらの大量の史料をどのように活用するかは、今後の大きな課題であろう。

（佛教大学非常勤講師）

写真１　己心院賢證墓碑（真正極楽寺墓地）

【凡例】

一、本史料は、真正極楽寺（真如堂、京都市左京区）が所蔵する元禄三年（一六九〇）の日並記を翻刻したものである。

一、翻刻にあたっては、以下の原則にしたがった。

1　原則として新字・常用漢字・通常の字体を用い、旧字・異体字・変体仮名などは用いない。ただし固有名詞・人名等はその限りではない。

2　合体字のうち、「ゟ」はそのまま用いた。

3　小文字で書かれた送り仮名や割書は、本文中に〈　〉内で示した。

4　破損・虫損などによって解読できない部分は、おおよその字数を類推し、□で示した。類推できない場合は、［　］とした。

5　原文の抹消・挿入は、そのまま本文へ反映した。

6　平出・闕字などの表現は、そのまま残した。

一、原本の改丁・表裏は、末尾に（」）を付して示した。

一、適宜、本文に読点（、）・並列点（・）を補った。

一、誤字・脱字をはじめ、人名などの注記を、本文右傍の（　）内に示した。なお、初出のみに止めた。

一、原本には、各条項の冒頭部に、小さな朱円（写真1）を書き加えたところが見出されるが、反映はしていない。

一、翻刻にあたって用いた写真画像は、立命館大学文学部の有志による真如堂記録研究会が、二〇一四年度に撮影したものである。そこに至る経緯や、撮影作業の参加者については、真如堂記録研究会「『真如堂記録』の紹介　～元禄二年「鈴磨得度記」～」（『立命館文学』六四四号、二〇一五年一〇月）を参照されたい。

一、本史料の翻刻は、原則として、十・十一月分は井上幸治（佛教大学非常勤講師・京都市歴史資料館館員）が、十二月分は中嶋愛（都城市教育委員会）が行なったが、井上が改めて十～十二月全てを補訂・編集し、解題を執筆した。

一、本史料の撮影・翻刻および本稿の発表にあたっては、貫主奥村慶淳様をはじめとする真正極楽寺真如堂の方々および、石川登志雄氏（京都産業大学）より便宜を得た。ここに改めて、深甚なる謝意を表す。

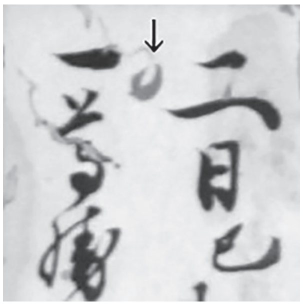

写真２　10月２日条の朱円書込
（矢印下の円形部）

【翻刻】

（外表紙）「元禄三年〈庚午〉
冬日並　　鈴声山
春夏秋不足　」
（内表紙）「元禄三〈庚午〉
冬日並　　鈴声山　」
」
甲乙丙丁戊己庚辛壬癸　」
」
」

十月大
朔日〈戊午〉曇天
一、己心院法印〔賢證・先住〕御忌日、御弟子衆斎〈ニ〉入来、
一、院家本堂・諸堂并己心院御廟〈ヘ〉御参詣、
一、院家法泉房〈ヘ〉御振舞〈ニ〉御こし、
一、青門様〔尊証法親王〕坊官中ゟ之触書、十乗院殿〔宥純〕ゟ到来、一
読候テ尊勝院殿〔公寛〕〈ヘ〉被遣、如例年宗門改被　」
成、伝奏衆迄十月中〈ニ〉被遣候様との御事也、
来年ゟハ御触被成間敷候間、例年十月〈ニ〉
被相改候而可被遣由也、
一、祠堂、七日別時開白、
一、安倍信濃守〔季逸・楽人〕、先日之為御礼入来、
二日〈己未〉晴天
一、尊勝院殿ゟ遷座之為御祝儀、白銀二枚　」
到来、使僧三光院〔豪然〕へ御院家御対面、
一、東御門跡〔一如光海〕ゟ遷座之為御祝儀、御樽壱荷・
御肴二種二箱到来、御使者山元孫四郎〈ヘ〉御
対面、御返答被仰入也、
一、十乗院殿御出、　一、願王院権僧正〈ヘ〉名酒壱徳〈り〉
御進上、　一、磯田立安入来、　一、御所柿・さくろ〔柘榴〕壱折
さわら木町妙永ゟ到来、
三日〈庚申〉曇天　」
一、證智房入来、松茸壱折持参、
四日〈辛酉〉曇天
一、宗門改帳相調、青御門主様坊官中迄、被遣之、
各当如左、
真如堂上乗院役者
覚円房〔賢盛〕印判
柳原前大納言〔資廉〕様雑掌
田付主膳殿
岡本玄蕃殿
千種前中納言〔有維〕様雑掌　」
家所図書殿
多田数馬殿
五日〈壬戌〉雨降ル
一、昨日当前町・大原口町・立本寺町ゟ行事使〈ニ〉テ

口上、今出川築地ミきわ〈ニ〉捨子有之候〈ニ〉付、銀」
五十目付候而有付申候間、御寺ゟも割付
之銀子御出〈シ〉被成被下候様と申来〈ニ〉付、今日
覚円房三丁目之年寄〈ヘ〉被参、昨日ハ御使之
趣致承知候、乍然築地之外ハ此方ゟ支配
不仕候、それ故、用木を置申候節も、何茂御断
申入候而、置申候、其上此方之儀、御代々諸
役御免除之御　朱印頂戴仕罷在候、
それ故、此以前朝鮮人来朝之時分、
入目之割付代官衆ゟ知行所〈ヘ〉申来候へ共、諸」
役御免故、右之割付も出〈シ〉不申候、只今此割付
少分之儀〈ニ〉ハ候へ共、重而之例〈ニ〉成候間、割付と
有之候而ハ出〈シ〉申候儀不罷成候由、段々申入言上〈ニ〉而
是ハ捨子不便〈ニ〉候間、捨子〈ヘ〉遣申候由〈ニ〉テ青銅
百疋遣也、三町之年寄段々御尤〈ニ〉奉存候、其
段町中〈ヘ〉可申聞由、返答候也、

当前町　年寄　庄右衛門
善右衛門
立本寺前町年寄　新九郎」
今出川大原口町年寄
言清
玄等

右之通〈ニ〉候間、重而相心得可申者也、
一、三町之行事使〈ニ而〉先刻者捨子〈ヘ〉鳥目
百疋被遣忝奉存候、為御礼行事罷出候由也、
一、如例年、宗門改帳相調、町代梅村四郎兵衛

方迄為持遣候也、」
一、酉之刻、如嘉例十日十夜之開白院家
大衆本堂〈ヘ〉御出仕、阿弥陀経読誦、其以後
於方丈如例年祝儀出〈ル〉也、院家衣躰素絹
五條、大衆直綴小五條也、
一、山科三位〔持言〕殿ゟ御老母御死去御悔御贈経
之為御礼、使者来〈ル〉也、

六日〈癸亥〉曇天」
一、海北友竹・専阿入来、　一、日中説法、無量院、
一、於本堂施餓鬼執行、導師無量院、
施主法泉房取次、　一、岡本内記入来、
一、山添三右衛門入来、菊花持参、
一、夕座説法、覚成坊〔稟海〕、

七日〈甲子〉晴天
一、日中説法、無量院、　一、於本堂施餓鬼執行、」
導師無量院、施主法泉房旦方、
一、洞空上人〈ヘ〉菊花・押餅五枚被遣也、
一、山元宗因、吉野葛一箱持参、院家〈ヘ〉始而御
目見被致、講中道有同道也、
一、山門鶏定院法印御入来、　一、夕座説法覚成房、

八日〈乙丑〉晴天
一、日中説法、無量院、　一、施餓鬼、導師無量院、」
施主昨日同断、　一、夕座説法、覚成坊、

九日〈丙寅〉曇天
一、東御門跡ゟ御使者、杉原十帖紗綾壱巻
到来、御児御所江戸儀相済ミ御役義之御
返礼也、御使者藤井八郎左衛門〈へ〉院家御対面、御
返答被仰也、　一、日中説法、無量院、
一、於本堂施餓鬼執行、導師無量院、施主」
昨日同断、　一、夕座説法、導師無量院、覚成房、
一、ミの屋市右衛門ゟ新そば上〈ル〉、

十日〈丁卯〉雨降〈ル〉
一、日中説法、無量院、　一、於本堂施餓鬼執行、
導師無量院、　一、岡本内記入来、
一、夕座説法、覚成坊、」

十一日〈戊辰〉曇天
一、願王院権僧正今日参　内、依之為御祝儀
御樽〈壱荷〉御肴両種〈二箱〉被遣之也、
一、日中説法、無量院、　御本尊御開帳東養房（純盛）
被相勤也、　一、於本堂施餓鬼執行、
導師無量院、施主昨日同断、
一、小出淡路守（守里・京都西町奉行）殿〈へ〉書状被遣、如例年十五日朝ゟ」
十六日之昼迄、雑色衆雇申度由、被仰遣候処、
被得其意雑色可申付之由、御返答候也、使僧
法泉房、　一、前町両組〈へ〉如例年御樽壱荷・
青銅二百疋被遣之、後刻両年寄礼〈ニ〉来〈ル〉也、
一、尊勝院殿〈へ〉御状被遣、去〈ル〉比、遷座御
祝儀到来之御礼也、
一、願王院権僧正〈へ〉御院家御見舞、
一、夕座説法、覚成房、」

十二日〈己巳〉雲天
一、日中説法、無量院、　一、於本堂施餓鬼、導師
無量院、施主昨日同断、　一、山門花王院
入来、　一、正親町中納言（公通）様御出、御吸物・御酒
出〈ス〉也、　一、夕座説法、覚成房、

十三日〈庚午〉曇天」
一、願王院権僧正ゟ御使僧、紗綾壱巻到来、
一、日中説法、無量院、　一、覚成房用事有之由ニ而
帰寺、　一、岡田内匠ゟ尊勝院殿法眼　勅許
之日限書付ニ而来〈ル〉、　一、願王院明朝飯〈ニ〉
御出可有由申来ル也、　一、夕座説法、無量院、

十四日〈辛未〉雨降ル
一、願王院権僧正御振舞、覚前坊其外」
御家来衆御相伴〈ニ〉入来、徳行院〈へ〉御出
御相伴頼入候由被仰遣候処、留守候由〈ニ而〉、返答
無之也、　一、日中説法、無量院、夕座
同断、　一、如例年、御出入衆入来、仏餉百
姓共相詰申也、　一、向井元瑞子息死去、
今晩東山〈ニ〉而葬礼有之、引導師無量院、

一、多賀主計殿御出、　一、夜〈ニ〉入当御奉行被仰付之
由ニテ鈴木五郎兵衛〔西町奉行与力〕・大塚藤兵衛〔東町奉行与力〕目付〈ニ〉被参〈ニ〉付、
為御目付御出之由、御太義〈ニ〉存候、くるしからす候
者、御立寄被成間敷哉之由、被仰遣也、使僧
智乗房、御念入忝奉存候、しのび之義ニ候故、御
尋不申入候由返答〈ニ〉而、夜半時分迄寺内〈ニ〉居被
申也、

十五日〈壬申〉晴天
一、寅之刻、御本尊御開帳、院家御出仕、
開帳東養坊、十念無量院被相勤也、
一、御公儀ゟ為警固松尾新五右衛門〔四座雑色後見〕・与右衛門・九郎右衛門・
新右衛門参着、宿房常照房同道〈ニテ〉方丈〈ヘ〉
入来、御院家御対面、御料理如例年御
馳走也、　一、東養房入来、御院家御相伴被致也、
一、御茶口切、御本尊〈ヘ〉御茶湯〈ニ〉被上也、
一、日中夕座説法、無量院、
一、夜ニ入、為目付真野八郎兵衛〔西町奉行与力〕・神沢与兵衛〔東町奉行与力〕被参、
寺内〈ニ〉而あばれもの三人御とらへ、又河原〈ニ〉而相撲
取もの四人御とらへ、以上七人しばられ候故、此者共
之義御詫申度存候、如何可有哉と松尾新五右衛門〈ヘ〉
覚円房相談被申候処、御尤〈ニ〉奉存候、乍然公儀之
衆へ手向〈ニ〉仕候間、御同心有間敷候間、先重而之義〈ニ〉
被成可然奉存候由〈ニ〉付、先其分〈ニ〉指置申也、扨
丑之時比迄目付衆ヲ入、其以後御とらへ候者共
召連御帰〈り〉、縄取〈ニ〉此方之下人遣申也、
一、真野八郎兵衛・神沢与兵衛御両人、役者覚円房御
呼候而、本堂之検分も今晩仕舞申候間、左様〈ニ〉
御心得候様〈ニと〉被申渡〈ニ付〉、忝奉存候、弥宜様〈ニ〉御
取成願上候由、返答被申也、
一、如嘉例、御出入衆不残入来、
一、今日夥敷参詣也、

十六日〈癸酉〉晴天
一、辰之上刻、雑色衆警固〈ニ〉テ御院家・無量院・
東養房、本堂へ御出仕、十日十夜之回向説
法、十念無量院、閉帳東養房、被相勤也、
一、雑色衆〈ヘ〉如例年於方丈馳走、諸事首尾
能相済帰宅也、講中出入衆中〈ニ〉も被帰也、
一、御院家本堂〈ヘ〉勤行〈ニ〉御出仕、

十七日〈甲戌〉晴天、夜ニ入雨降〈ル〉
一、小出淡路守殿〈ヘ〉役者覚円房〈ヲ〉以、密柑〔ママ・以下同〕一籠
被遣、口上之覚、如例年、雑色衆警固〈ニ〉被
仰付、十夜回向相勤、殊〈ニ〉御目付衆迄
被遣候故、諸事首尾よく御座候而、別而忝
奉存候由也、　一、前田安芸守殿〔直勝・京都東町奉行〕〈ヘ〉も覚円房参
上、如例年、御月番ゟ雑色被仰付、首尾
能十夜相勤、忝奉存候、殊更御目付衆被
遣候故、別而首尾能忝奉存候由也、
一、真野八郎兵衛・神沢与兵衛〈ヘ〉も一昨夜〈ハ〉御目付
として御出、殊〈ニ〉やかましき義共有之、別而御

大義〈ニ〉存候、且又本堂御検分被成置存候、為
御礼覚円房指遣申候由也、
一、覚圓坊心得〈ニ〉而、鈴木五郎兵衛方〈へ〉被参、十五日之夜〈ニ〉
しばられ申候者共、御詫申上度存候由そと相尋」
被申候処、先御存知無之分〈ニ〉被成可然之由〈ニ〉付、左候ハバ、
御詫申上候而可然時分〈ニ〉そと御手紙可被下候由、頼置
被申也、
一、鳥目壱貫九百文如例年松尾新五右衛門方〈へ〉
十夜警固之為礼被遣之、御使者藤川㐂兵衛、
一、甲良左入一周忌〈ニ〉付、金子二百疋来〈ル〉、依之
元真如堂廟所〈へ〉勤行〈ニ〉少ニ参詣、
一、如例年今日銭ツナギ、　一、院家本堂〈ニ〉勤行〈ニ〉御出、」

十八日〈乙亥〉晴天
一、服部新兵衛・吉村平八・岡本右近、宿ゟ重之内
上ル、何茂いのこ〔亥子〕之祝義也、
一、おなさゟ重之内・菊花被上、浅川文七ゟ江戸
土産之由〈ニ〉而、扇子二本到来、
一、院家本堂〈へ〉勤行〈ニ〉御出仕、」

十九日〈丙子〉晴天
一、元雄一七日向井元瑞後家参詣、香資持参、少ニ勤行〈ニ〉
東山〈へ〉参詣、

廿日〈丁丑〉晴天
一、法輪坊真純卅五日御院家御斎〈ニ〉御こし、
一、梅辻主膳〔職久〕入来、　一、法輪房ゟ今朝之為御礼白銀
壱包被上也、　一、岩田屋太郎兵衛〈へ〉普請成就〈ニ〉
付、為御祝義郡内絹一疋被遣、是ハ普請中」
取持被申為礼也、後刻御礼〈ニ〉入来、
一、御院家本堂〈へ〉勤行〈ニ〉御出仕、

廿一日〈戊寅〉晴天
一、海北友竹、後門下絵持参、
一、御院家常照房〈へ〉夕飯御ふるまい〈ニ〉御こし、
一、御院家本堂〈へ〉勤行〈ニ〉御出、」

廿二日〈己卯〉晴天
一、万里小路大納言殿〔淳房〕御腫物気〈ニ〉付、為御見舞
御使者被遣、一両日ハ御快由也、
一、院家本堂〈へ〉勤行〈ニ〉御出、

廿三日〈庚辰〉曇天、夜〈ニ〉入大雨降〈ル〉
一、御院家七条〈ニ〉御こし、精籠二担御持参、」
一、薬樹院〔秀胤〕御出、　一、慈門院御出、

廿四日〈辛巳〉曇天、風はけし、夜中雨降〈ル〉
一、竹御門主様〔良尚入道親王〕御加行御成就之為御祝義、
御使僧密柑壱籠献上、使僧正明坊参上、
御取次西池主膳〔依季〕、　一、院家七条ゟ御帰〈リ〉、
昨日御灸治被遊也、」
一、願王院権僧正明日吉野〈へ〉御帰〈リニ〉付、為

御暇乞、御院家御見舞、御留守之由也、
後刻為御礼御使僧来〈ル〉、
廿五日〈壬午〉曇天、凪はけし
一、御知行収納、　一、於本堂施餓鬼、導師
無量院、　一、御院家本堂〈へ〉勤行〈ニ〉出仕」
廿六日〈癸未〉晴天
一、藤林道寿入来、青銅百疋持参、御院家御対
面、　一、御口切、惣寺中御振舞被成也、
一、岡本内記、祖泉入来、
一、御院家本堂〈へ〉勤行〈ニ〉御出仕、」
廿七日〈甲申〉雨降〈ル〉
一、慈門院〈へ〉先日見舞候為御礼、御手紙被遣也、
一、御院家本堂〈へ〉勤行〈ニ〉御出、
廿八日〈乙酉〉晴天
一、東門跡〈へ〉為御見舞密柑壱籠被遣、御使者
服部新兵衛、」
廿九日〈丙戌〉雨天
一、町代ゟ触書如左、
覚
朝鮮人参調之儀、病家〈ニ〉而無之者利徳之
ため買置候様〈ニ〉相聞候、

一、奉公人ハ其家之用人」
一、寺社方ハ本寺又ハ触頭、
一、御領は御代官、私領は地頭之用人、
一、浪人・町人ハ其所之名主・五人組、
右判鑑、先達而宗対馬守〔義真〕家来方〈へ〉
遣置証文〈を〉以、向後調可申候、」
九月廿九日
右之通洛中可令触知者也、
〈午ノ〉十月十六日　上京町代
右之通御触出申候間、御覧之御方ゟ順々
無滞御まわし可被成候、尤留候方ゟ此方〈へ〉
御くたし可被成候、
右中御霊ゟ始、当寺〈ニ〉て留ル故、則一覧
候而、梅村四郎兵衛方〈へ〉返シ遣者也、」
右之触書寺中〈へ〉も書付〈ニ〉而まわし申也、
一、御院家本堂〈へ〉勤行〈ニ〉御出、
晦日〈丁亥〉晴天
一、院家本堂〈へ〉勤行〈ニ〉御出、
一、山月並之請書何茂出座、」
十一月
朔日〈戊子〉晴天
一、己心院御忌日、御弟子衆斎〈ニ〉入来、
一、御院家、本堂・諸堂并己心院法印御廟〈へ〉
御参詣、

一、傳法院〔宣存〕〈ヘ〉浅草寺被仰付候、為御祝義金三百疋、
書状被遣如左、
　一筆致啓上候、然者、今般浅草智楽院
　之御住職貴院〈ヘ〉被　仰出候由及承大慶〈ニ〉
　奉存候、御満足〈ニ〉可被思召候、依之為御祝義
　金三百疋令進上候、誠〈ニ〉表嘉儀迄〈ニ〉御座候、
　尚得後喜之時候、恐惶謹言、
　　霜月朔日　　上乗院
　　傳法院権僧正様
一、御院家覚円房〈ヘ〉御振舞〈ニ〉御こし、
一、院家本堂〈ヘ〉勤行〈ニ〉御出仕、

二日〈己丑〉雨降ル
一、御院家〈ヘ〉俊算御料理被上、則元真如堂〈ヘ〉
御こし、覚円房其外家来中御供〈ニ〉参上、

三日〈庚寅〉天晴
一、四十八人講頭平野屋道有昨日死去、今日
黒谷〈ニ〉テ葬礼、御院家諷経〈ニ〉御こし、
東養房・常照坊・理正坊・㐂運・吉祥・覚円
寂静・松井・法泉坊・智乗坊御供、
一、多賀安養寺ゟ御本尊御遷座為御祝義
青銅百疋到来、則覚圓坊ゟ返答
一、金光院順翁死去、御香典として鳥目
百疋被遣之、御代僧覚圓坊、
一、真純法印尽七日宿忌、於法輪坊非時有之、
御院家御出仕、　一、友竹今日ゟ後門之絵書〈ニ〉入来、
一、御院家本堂〈ヘ〉勤行〈ニ〉御出仕、

四日〈辛卯〉晴天
一、御院家法輪坊〈ヘ〉御斎ニ御越、
一、吉川大蔵卿上京、為御見舞山いも一折被遣之、
使僧正明房、
一、真純弟子吉三郎御礼〈ニ〉入来、白銀一包持参、
尾崎凉益同道、真純為遺物筆架・水入・
小刀被上之也、
一、願王院権僧正〈ヘ〉御状被遣、御無事〈ニ〉御下向
珍重之由、御付届〈ケ〉也、
一、見瑞和尚当寺〈ニ〉テ説法相勤申度由〈ニ〉テ今晩
より御出、宿房覚円房、
一、御院家本堂〈ヘ〉勤行〈ニ〉御出仕、

五日〈壬辰〉晴天
一、御院家見瑞和尚〈ヘ〉御見舞候、後刻見瑞又
御出、　一、日中七日別時開白、説法見瑞和尚
一、御院家理正房〈ヘ〉御振舞〈ニ〉御こし、
一、甲良作十郎祖母死去、依之蝋燭三十挺
被遣之也、

六日〈癸巳〉曇天
一、日中説法、　一、平野屋庄左衛門尉先日諷経之
為御礼金子百疋持参、

一、万里小路大納言殿〈へ〉御腫物為御見舞素麺」
壱箱被遣之、使者岡本右近、取次多丸市左衛門、

七日〈甲午〉雨降ル
一、日中説法、　一、甲良作十郎ゟ青銅弐百疋
到来、一昨日之御礼也、
一、平野屋庄左衛門〈へ〉蝋燭廿挺被遣之、覚圓坊焼
香〈ニ〉参勤、　一、友竹宿被致也、」

八日〈乙未〉雨天
一、稲荷大明神御火焼神供、神酒調進
御院家御参詣、
一、日中説法、　一、御樽壱荷・平茸壱折
なめすゝき一折、亀丸得度之為御祝義
寂静房〈へ〉被遣之也、
一、町代ゟ之触書東北院ゟ来〈ル〉、一覧候テ則」
立本寺〈へ〉遣了也、如左

覚

捨子いたし候事、弥御制禁〈ニて〉養育なりかた
きわけ有之候も、奉公人ハ其主人、御領
者其村々名主・五人組、町方ハ其所之名主・
五人組〈へ〉其品申出、やうし〔養子〕はこくミ〔育〕なりかた
き〈ニ〉おゐてハ其所〈ニ〉テ養育可仕候、此上捨子
仕候者、急度曲事可為者也、」
　午ノ十月
右之通御触状出申候、惣而捨子いたさせ候事

二六

其所之不念故ニ候、左様之もの向後情〈ニ〉入、猶
可参由、致油断捨させ候ハヽ、其所之可為
越度旨、重而被仰出候間、左様〈ニ〉御心得可被成候、
御覧被成明々点〈ヲ〉御かけ留候方ゟ御こし
可被成候、以上
　十一月　日　　町代梅村四郎兵衛」

九日〈丙申〉晴天
一、日中説法
一、寂静房弟子亀丸、首尾能得度巳之刻
相済、御院家御戒師御勤、仮名刑部卿
実名良通〈ト〉御付被成被遣、終日馳走、惣
寺中出仕、御家頼中不残御供〈ニ〉被参候也、
　差定」
唄師　東養房　　教授　無量院
理髪　理正房　　介錯　松林房
　　　㐂運房
水瓶　玉蔵房　　脂燭　少二
　　　　　　　　　　　大二
剃手　七位
　右具在前
御院家装束、素絹五條指貫御召也、
一、寂静房・刑部卿同道而御礼〈ニ〉参上、杉原十帖
白銀壱枚持参、御口祝出ス也、」

十日〈丁酉〉晴天

一、普門房昨日之御礼〈ニ〉入来、
一、日中説法
十一日〈戊戌〉晴天
一、日中説法、七日別時回向見瑞和尚御勤、」
十二日〈己亥〉雨天
一、見瑞和尚御出、　一、吉川大蔵卿入来、
十三日〈庚子〉晴天
一、日中ニ夜三日開白、説法見瑞和尚、施主
庄左衛門、道有為菩提也、
一、於本堂施餓鬼、導師無量院、」
十四日〈辛丑〉晴天
一、日中説法、　一、板倉義太夫ゟ如例年
御祈祷之　御抜太麻并土産之品々到
来、使前田茂兵衛、新暦持参、御酒
出〈シ〉馳走、　一、御院家吉川大蔵卿〈へ〉御見舞、」
十五日〈壬寅〉晴天
一、御開帳東養房被相勤、施主講中、
道有為菩提也、日中回向、説法見瑞和尚、
施主平野屋庄左衛門参詣、庵〈へ〉菓子・茶
出ス也、　一、平野屋庄左衛門御礼〈ニ〉入来、重之内
御酒持参也、　一、見瑞和尚為御暇乞入来、
菓子壱折持参、　一、玄竹入来、」
一、御院家見瑞和尚〈へ〉説法被相勤候為御礼
御越被成候、
一、見瑞和尚今日御帰〈リ〉也、
一、御院家本堂〈へ〉勤行〈ニ〉御出仕、」
十六日〈癸卯〉晴天
一、平野屋庄左衛門ゟ密柑壱籠出来、
一、院家本堂〈へ〉勤行〈ニ〉御出、」
十七日〈甲辰〉曇天
一、三井寺ノ法輪坊入来、
一、板倉義太夫〈へ〉御返書、為御初尾金千百疋
御神納、前田茂兵衛〈へ〉白銀壱包被遣之也、
一、院家本堂〈へ〉勤行〈ニ〉御出、　一、今朝ゟ仮堂
コボチ申也、」
十八日〈乙巳〉晴天、曙方雪
一、院家本堂〈へ〉勤行〈ニ〉御出仕、
一、初夜時分、富小路八幡町下〈ル〉町火事
出来、依之正親町大納言〔実豊〕様・青木無庵・
随縁院・安住院〈へ〉見舞〈ニ〉被遣之也、
十九日〈丙午〉晴天
一、覚円房洞空上人〈へ〉見舞〈ニ〉参上、密柑壱籠
院家ゟ被遣也、」

一、願王院権僧正ゟ去頃之返書到来、
一、尾崎凉益入来、法輪房後住之得度之
願被申上也、
一、今日　山王社元之地〈へ〉御遷宮、神供
調進、　一、院家本堂〈へ〉勤行〈ニ〉御出、」

廿日〈丁未〉晴天
一、止事、　一、院家本堂〈へ〉勤行〈ニ〉御出、

廿一日〈戊申〉晴天
一、尊阿ゟ祖師壇之茶湯器寄進、今
日出来候テ来〈ル〉也、
一、祠堂別時開白、説法無量院、」

廿二日〈己酉〉晴天

廿三日〈庚戌〉晴天、夜〈ニ〉入雨
一、愛宕山〈へ〉為御代参、服部新平社参、吉村平八同
道也、　一、本院〔霊元院〕御所様裏之御殿〈へ〉御幸候、
一、法輪房後住吉三郎、明日得度之、為御祝
儀御樽壱荷・午房壱折・昆布一折被遣也、」
一、天台大師〔最澄〕宿忌御供物餅・蜜柑、及暮惣
中方丈〈へ〉出仕如例年、例時和讃読誦之
各退出之、

廿四日〈辛亥〉雨降〈ル〉

一、早朝撞鐘聞之、惣寺中方丈〈へ〉出仕如例
年、法事大師供導師東養房、尽讃」
玉蔵房、鈸㐂運坊、鐃松林坊、僧讃少弐、
祭文大弐、法事相済御斎出之、各退出、
一、法輪坊後住吉三郎首尾能得度、巳之刻
相済、御院家御戒師御勤、仮名侍従、
実名慈通〈ト〉御付被成被遣也、終日馳走、惣
寺中出仕、御家来不残御供〈ニ〉参上、」

差定
唄師　東養坊　　教授　常照房
理髪　理正房　　介錯　吉祥房
㐂運房
水瓶　寂静房　　脂燭　松林房
法泉房
剃手　玉蔵房
右具在前
御院家装束素絹五条指貫御召也、
一、尾崎凉益侍従御礼〈ニ〉参上、杉原十帖」
白銀壱枚献上、吉祥房同道也、御口祝、
一、雲竹入来、専阿同道也、

廿五日〈壬子〉晴天
一、洞空上人ゟ蓮盛御こし、来朔日ゟ別時説
法相勤可申由申来候也、
一、早祭リ神供調進、」

廿六日〈癸丑〉晴天
一、絵師衆〈へ〉そは切出〈ル〉、東養房相伴〈ニ〉入来、
廿七日〈甲寅〉晴天
一、後門釈迦三尊之絵、今日開眼出来、
海北友竹筆、則寄進、絵之具一色
専阿法師寄進、張付一色張付師五郎兵衛
寄進、今日出来、
一、惣寺中衆〈へ〉御斎有之、午之刻後門釈迦
三尊開眼供養、三尊〈江〉御供物饅頭
蜜柑備進、御院家惣山本堂〈へ〉出仕、
一、釈迦三尊開眼供養、導師名代無量院法印、
差定讃　大弐　鈸　理正坊
鐃　㐂運坊　散華対楊　祥源院
廻向　松林房
法事過何茂御焼香也、
一、海北友竹・雲竹・専阿其外絵之手伝衆中
并張付屋手伝中〈へ〉夕飯御振舞、
蜜柑壱籠雲竹、饅頭壱折専阿法師
持参也、何茂御馳走、
一、内藤大和守殿（重頼・京都所司代）今日御死去〈ニ〉付、火之用心之
ため町御奉行之与力両人御廻〈り〉也、
山田源兵衛（東町奉行与力）・手嶋郷右衛門（西町奉行与力）入来也、
廿八日〈乙卯〉晴天
一、御院家、内藤大和守殿御死去為御悔、屋敷〈へ〉
御越、覚円房御供也、
一、青御門主様坊官中ゟ触書到来、内藤
大和守殿死去、於黒谷葬礼有之候、誦経
并使〈ニ〉而も被遣候義御無用之由、伝奏衆ゟ
申来候由之御触書也、
一、祠堂七日別時回向、説法無量院、
御本尊御開帳、東養房被相勤之也、
一、さわら木町妙永別時之御礼〈ニ〉白銀一包
持参也、
一、友竹・専阿昨日之為御礼入来、
一、見瑞和尚〈へ〉智乗坊被遣、饅頭壱折
被遣之也、
一、青銅二十疋開帳施物として東養房遣之也、
廿九日〈丙辰〉晴天
一、海北友竹入来、小屏風絵書被申也、
一、洞空和尚御出、宿房覚円房、御院家御
見舞被遊也、
一、山月並之請書〈ニ〉出座、
十二月
朔日〈丁巳〉晴天
一、己心院御忌日、御弟子衆御斎〈ニ〉入来、
一、御院家　本堂・諸堂并己心院法印
御廟〈へ〉御参詣、
一、日中七日別時開白、説法洞空上人、

施主生嶋主膳正、
一、智乗坊坂本〈へ〉被参、

二日〈戊午〉晴天
一、日中説法、　一、洞空和尚ゟ粽壱折到来、」
一、石川草春孫婚礼之為御祝義手樽壱荷・
昆布・牛房被遣之也、
一、当町奉行之与力衆両人火之用心之
ため御廻り、　一、於本堂施餓鬼執行、
導師無量院、施主平野屋庄兵衛道有、
自忌追善也、　一、平野屋庄兵衛ゟ重之内
到来、　一、伯英子〈江〉長崎衆ゟ之為名代向井
平次郎参詣、香資持参」

三日〈巳未〉晴天
一、日中説法、

四日〈庚申〉晴天
一、旹運房普請之願〈ニ〉付、覚円坊・旹運房
同座〈ニテ〉小出淡路守殿〈へ〉参上、則絵図持参、
一、海北友竹〈へ〉絵出来之為祝義郡内二疋」
粽壱折被遣之、覚円坊持参也、
一、説法日中、　一、御院家庚申社〈へ〉御参詣、

五日〈辛酉〉曇天少雪
一、説法休息、　一、友竹ゟ昨日之為御礼覚圓

迄書状到来、　一、おなさ入来、ミつかん〔蜜柑〕一籠持参、
一、勧修寺大納言〔経慶〕殿〈へ〉覚円坊参上、院家法眼」
之義当年可成義〈ニ〉御座候由、小折紙指上〈ケ〉申
度奉存候、先師賢證法印律師之翌年〈ニ〉
法眼　勅許〈ニ〉而御座候間、先例〈ニ〉まかせ当
年申上度奉存候間、御取持頼上候、先為御相談
参上仕候由被申上候処、大納言殿御当番〈ニ〉候へ共
御所〈へ〉参其段可申上由ニ而、立入河内守〔直貞〕則御
所〈へ〉被参其段大納言殿〈へ〉被申上候処、口上之通
尤〈ニ〉思召候、先々師尊忍之例も書付候而、明
日持参候様〈ニと〉之御返答候也、」

六日〈壬戌〉晴天
一、尊忍・賢證之勘例書付勧修寺殿〈へ〉覚圓坊
参上候処、大納言殿御対面ニテ先師賢證之例
近ク候間小折紙御上ケ可然候、御取持可申由被仰候、
故左候ハヾ、青御門主様〈へ〉申上、小折紙指上〈ケ〉可
申上候而、御取持頼上由申上、退出、」
一、青御門主様〈へ〉覚圓坊参上候而、院家法眼願之義
勧修寺殿被仰通、進藤采女〔為之〕取次〈ニ而〉被申上処
法眼之義先師近〈キ〉例有之御門主にも別而
御満悦〈ニ〉思召候、左候ハヾ賢證之勘例被書付
小折紙勧修寺殿迄近日可被遣由被仰出也、
一、正親町中納言様昨晩御婚礼首尾能相済候、
為御祝義御樽代白銀壱枚・昆布一箱・
わくひ一箱、奥方〈へ〉裟綾壱巻杉原」

十帖御進上、御使者岡本右近、
七日〈癸亥〉晴天
一、日中御本尊御開帳、七日別時回向説法
洞空和尚、開帳東養房、被相勤施主
生嶋主膳正、　一、愛宕〈ヘ〉新平御代参、」
一、正親町中納言様ゟ昨日之御返礼為御祝義
饅頭壱折、奥方ゟ御樽代金子百疋
菓子昆布三十本到来、御使者川嶋主膳、
一、青御門主様ゟ御使者、法眼御願之義、今日
関白殿〔近衛基熙〕両伝奏〈ヘ〉被仰進小折紙〈ヲ〉、則
勧修寺大納言殿〈ヘ〉被遣候由、御使者武田
森之助〈ヘ〉御院家御対面御請仰上也、
一、於本堂施餓鬼執行、導師ハ無量院」
施主玉蔵房取次、
一、勧修寺大納言殿〈ヘ〉御使僧、今日青御門主ゟ
小折紙御自分様〈ヘ〉被遣候由被仰下候、弥御
取持頼存候由被仰遣、饅頭一折御進
上、使僧智乗坊、今日青御門主様ゟ小折
紙被遣候、弥御取持可申由返答也、
一、東養房〈ヘ〉開帳之施物鳥目弐十疋遣ス、
一、御院家本堂之勤行〈ニ〉御出、」
八日〈甲子〉晴天
一、御院家本堂之勤行〈ニ〉御出、

九日〈乙丑〉晴天
一、四十八人講中御振舞、何茂入来、金子
壱両惣中ゟ被指上、御院家御逢被成終日
御馳走、及暮退出、本堂成就之御祝」
義振舞也、　一、平野屋庄左衛門ゟ赤いも
壱折到来、　一、御院家本堂勤行〈ニ〉御
出仕、　一、今朝聖護院宮様御病気之御
立願にて、御本尊御開帳東養坊被相勤也、
十日〈丙寅〉晴天
一、寅之上刻、新町通出水ゟ火出、高倉通迄焼
失、町数十四五町也、辰之下刻火シツマル也、
依之勧修寺大納言殿・正親町殿・万里小路殿」
其外近所〈ヘ〉御見舞被遣、此方へも東山百
姓仏餉、金子十郎左衛門・僧〔俊カ〕算其外出入
御見舞〈ニ〉参上、松村庄兵衛・大工仁右衛門・妙傳
寺〈ニも〉早速御見舞〈ニ〉参也、
一、山門正覚院大僧正・薬樹院・鶏定院・洞空上人ゟ火事
為見舞御使到来、
一、勧修寺大納言殿〈ヘ〉火事〈ニ〉無別条為御祝
覚円房被遣、三宅図書之介類火故見舞〈ニ〉」
被遣候也、　一、講中昨日之御礼〈ニ〉参上、
十一日〈丁卯〉晴天
一、御院家本堂之勤行〈ニ〉御出、

一、青木無庵入来、一、町御奉行与力衆 石崎㐂左衛門(東町奉行与力)・桂元右衛門(西町奉行与力)火
之用心之ため御廻り役者覚圓房出迎
被申也、 一、院家本堂勤行〈ニ〉御出、

十二日〈戊辰〉晴天風はけし少曇
一、如御嘉例すゝ払、百姓仏餉相詰申也、
御院家覚圓坊〈ヘ〉朝飯〈ニ〉御こし、家来中
御供〈ニ〉参上、 一、石川草春先日之為御礼入
来、 一、祖泉入来、 一、本門院権僧正ゟ火
事見舞〈ニ〉使到来、
一、御院家本堂之勤行〈ニ〉御出、

十三日〈己巳〉晴天
一、洞空和尚〈ヘ〉火事見舞之御礼腫物之為御
見舞御使、山いも・牛房両種被遣之、返書到
来、 一、磯田立安・山添三右衛門入来、
一、勧修寺大納言殿ゟ火事見舞之為御礼御使
者到来、佐藤彦兵衛、
一、院家本堂之勤行〈ニ〉御出、

十四日〈庚午〉晴天
一、講中久有・七兵衛・栄味・浄正、類火〈ニ〉逢被申候
故、為御見舞染付茶碗二十宛被遣之候也、
一、御院家石川草春〈ヘ〉御振舞〈ニ〉御こし、
一、御院家本堂〈ヘ〉勤行〈ニ〉御出仕、

十五日〈辛未〉晴天風はげし
一、傳法院権僧正ゟ浅草入寺嘉儀之返書到来、
一、石川草春昨日之御礼入来、
一、十一屋久有昨日御音信之御礼〈ニ〉参上、
一、御院家本堂〈ヘ〉勤行〈ニ〉御出、 一、池田屋七兵衛
死去御院家諷経〈ニ〉御出、宿房覚圓坊、

十六日〈壬申〉晴天
一、院経師藤蔵死去〈ニ〉付、安倍信濃〈ヘ〉為御悔
御使僧正明坊被遣也、
一、栄味一昨日御音向之礼〈ニ〉参上、
一、薬樹院御出京 一、傳法院権僧正ゟ去〈ル〉比
本堂成就之義被仰遣候返書到来、
一、御院家本堂〈ヘ〉勤行〈ニ〉御出、

十七日〈癸酉〉晴天
一、池田屋七兵衛子息御礼〈ニ〉参也、鳥目百疋持参
一、御院家本堂〈ヘ〉御出、
一、四足門之義願申上度奉存候由、為相談絵図〈并ニ〉
縁起之裏書付、中井主水正(正知・大工頭)〈ヘ〉覚圓坊持参候而
相談之処、源八郎御逢四足門之義御法
度之義〈ニ〉候へとも、御寺之義ハ各別〈ニ〉候間、先々
御公儀〈ヘ〉御願被成候而、御見可有由被申也、

十八日〈甲戌〉晴天
一、瑞花院殿御煩〈ニ〉付、為御見舞御使僧

ミつかん壱籠被遣之也、
一、智妙坊入来、
一、院家本堂〈ヘ〉勤行〈ニ〉御出仕、

十九日〈乙亥〉晴天
一、聖護院宮〔道祐入道親王〕御遷化、鳴物御法度之由御触
東北院ゟ申来〈ル〉、其段又立本寺〈ヘ〉申遣ス也、
一、院家本堂〈ヘ〉勤行〈ニ〉御出仕、」

廿日〈丙子〉晴天
一、石川草春入来、夕飯御振舞、東養房・
常照房・七位相伴〈ニ〉入来、草春御門寄
進可仕之由、以書付院家〈ヘ〉被上也、
一、院家、正親町中納言様奥方〈ヘ〉御知人〈ニ〉御成〈ニ〉
御越、覚圓坊・岡本右近御供〈ニ〉参上、御酒出
御馳走、夜半〈ニ〉御帰寺、」

廿一日〈丁丑〉晴天
一、今日方々〈ヘ〉歳暮之御祝義被遣、如左、
一、密柑壱籠二百入　青御門主様〈ヘ〉
一、同断　勧修寺大納言殿
一、密柑二百入・挽茶一器　七条少納言殿〔隆福〕
一、密柑壱籠二百入　松雨軒様〔浅井政信〕
一、同断　中井主水正」
一、密柑壱籠百五十入　十乗院殿
一、同断　向井元瑞
一、密柑百五十入・挽茶一器　甲良作十良
一、青銅二百疋　磯田立安
一、金二百疋　おなさ
一、正親町大納言様〈ヘ〉中納言様御婚礼之為御祝
義、密柑二百入壱籠御進上、」
一、瑞花院御病気為御見舞、御使者被遣之、
一、於本堂、施餓鬼執行、導師無量院、
一、竹御門主様之新宮様〔良応法親王〕〈ヘ〉聖護院宮様御悔と
して御使僧被上、智乗坊参上、
一、松本隆庵入来、
一、燕壱籠、薬樹院ゟ為歳暮之祝義到来、
一、御院家本堂〈ヘ〉勤行〈ニ〉御出仕、
一、聖護院様為御悔、栄正院殿〈ヘ〉今朝覚円房被遣也、」

廿二日〈戊寅〉晴天
一、薬樹院坂本〈ヘ〉御帰〈リ〉、きさミ昆布五袋
為歳暮之御祝儀被遣之也、
一、密柑壱籠二百入、鈴木五郎兵衛〈ヘ〉被遣之、
一、正親町中納言様〈ヘ〉為歳暮之御祝義、金子二
百疋御進上、御使者岡本右近、
一、立入河内守より手紙如左、返答同前、」
手紙〈ニ〉而令啓上候、然者先御院主権律師
いくつの年御成被成候哉、御年御書付
被成可被進候、当院主〈と〉ハ御得度相違〈ニ〉
御座候、先院主者御年御たけ被成候而
御得度〈ニ〉御座候へ共、御書付被成可被下候、

連年法眼〈ニ〉御成被成候ハヽ、先日之御
書付〈ニて〉能御座候、一両日中〈ニ〉御書付
被成候而御越可被成候、以上
十二月廿二日　　立入河内守」
覚円坊様

御手紙拝見仕候、然者先院家十九才之
冬得度、其年律師被申上候、上﨟
分過〈ニ〉御座候而、廿才〈と〉申上候様〈ニ〉及承候、
其外、御用も御座候ハヽ可被仰下候、罷出
可申上候、以上、
月日　　覚円房
立入河内守様」
一、輪〔天真法親王〕御門主様〈へ〉聖護院様御遷化為御悔
両執当衆〈へ〉披露書御遣〈シ〉小林久右衛門方〈へ〉
頼、町飛脚〈ニ〉而被遣之、
一、院家本堂〈へ〉勤行〈ニ〉御出仕、
廿三日〈己卯〉晴天
一、御家来中、青木無庵〈へ〉振舞〈ニ〉被遣之也、
一、院家本堂〈へ〉勤行〈ニ〉御出仕、」
廿四日〈庚辰〉曇天
一、瑞花院殿〈へ〉為御見舞覚圓房被遣、御病
気大切故、松雨軒様ニ三日此かた宿被成候由、
一、祖泉入来、　一、祥源院ゟ納豆被上也、
一、瑞花院殿〈へ〉為御見舞うんとん〔饂飩〕十舟御
進上、御使者藤川㐂兵衛、」
廿五日〈辛巳〉雪天
一、如御嘉例、御餅ツキ、
一、立入河内守ゟ手紙、尊忍法眼之年齢
御書付可被進由申来、則書付候而、遣ス也、
一、御院家本堂〈へ〉勤行〈ニ〉御出、
一、青木無庵入来、宿、」
廿六日〈壬午〉雨天
一、如嘉例之寺中衆〈へ〉餅ツキ之祝義有之、分、
一、青木無庵坂本〈へ〉被帰也、
一、御院家本堂〈へ〉勤行〈ニ〉御出、」
廿七日〈癸未〉曇天
一、勧修寺殿雑掌衆ゟ御用之儀候間、
覚圓坊〈ニ〉御出候様〈ニ〉と申来〈ル〉、則参上候処、
法眼之義昨晩、勅許之由被仰渡、
一、青御門主様ゟ御使者、昨晩法眼之義
勅許之由、只今勧修寺殿ゟ申来候由之御口上、
院家御使者〈へ〉御対面、御請被仰上也、」
一、勧修寺大納言殿〈へ〉法眼　勅許難有奉存候、
御取持衆早速首尾仕忝存候由、為御礼、
御使僧被遣之、

一、青御門主様〈へ〉法眼早速　勅許
難有奉存候由、為御礼、覚圓坊参上、
一、正親町中納言様ゟ為歳暮之御祝義、密
柑壱籠到来、并法眼　勅許之御
祝〈ニ〉御使者来〈ル〉也、
一、御院家本堂〈へ〉勤行〈ニ〉御出、」

廿八日〈甲申〉晴天
一、胤海（偏知院）僧正贈大僧正　勅許之由、鳥居川
出羽守ゟ申来、則坂本〈へ〉申遣、薬樹院出
京、」

廿九日〈乙酉〉雨天
一、今日御院家覚圓坊被召連、法眼　勅許
為御礼　伝奏勧修寺殿〈へ〉御参、則大納言殿
御対面、口宣・宣旨御頂戴、それより
方々〈へ〉御礼〈ニ〉御こし、御進上如左、
一、御礼　近衛関白殿
一、同断　〈両伝奏〉柳原大納言殿」
一、同断　〈両伝奏〉千種中納言殿
一、金子百疋　〈上卿〉轉法輪（三条実治）右大将殿
一、金百疋・引合壱本　〈職事〉勧修寺（尹隆）弁殿
一、金子二百疋　〈伝奏〉勧修寺大納言殿
一、青銅百疋ツヽ、　〈勧修寺殿雑掌〉立入河内守
三宅図書助
一、金子百疋　〈宣旨之〉右少弁殿」
一、金百疋　官務（壬生季連）
一、金二百疋　青御門主様
一、青銅百疋ツヽ、　〈坊官〉鳥居小路大蔵卿（経房）
大谷兵部卿（泰朝）
進藤采女
一、薬樹院も権大僧正之御礼〈ニ〉方々へ御参、
一、正月之用意〈ニ〉仏餉共相餝也、」

晦日〈丙戌〉曇天
一、惣寺中御礼〈ニ〉参上、　一、御院家本堂・諸堂〈へ〉御参詣、
一、本堂・諸堂御鏡等餝之、
一、覚圓坊・岡本右近ゟ己心院様御霊前〈へ〉御
鏡備之也、
一、仏餉共相餝申也、」
一、薬樹院坂本〈へ〉御帰〈リ〉、
一、辰之刻、御院家衆中本堂〈へ〉勤行〈ニ〉
御出仕、それゟ於方丈御雑煮・御澗子等
出之、祝義相済、何茂月並御書諸」
事作法相済也、千秋万歳々々」

元禄三　十月朔日ゟ
十二月晦日迄之日並
三義記之」